

毎年5月は

消費者月間です

くわしくは 生活安全課 生活安全係 ☎0288(2)5112

毎年5月は「消費者月間」です。令和3年度の消費者庁の統一テーマは「消費」で築く新しい日常です。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、マスクやトイレトパーなどの買い占め、買いだめなどが発生し、大きな話題になったことを皆さん覚えていらっしゃるでしょうか。当時は、市内でもマスクなどを購入することがとても難しい状況で苦労した方も多かったのではないのでしょうか。

今、私たちには自分のことだけでなく社会全体のことを考えた消費行動が求められています。国連でもSDGs(持続可能な開発目標)が定められ、世界規模の課題となっています。

新しい日常の中で「消費者月間」を、よりよい消費行動について考え、こうした社会情勢の変化に適切

に対応していくきっかけにしませんか。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、誤った風説や新しい生活様式の中で心理的に不安定な状態になっている消費者に付け込む悪質商法などによって、合理的でない消費行動や新たな消費者被害が発生しています。

新しい生活様式の中で、消費者トラブルの内容もインターネットに関連したトラブルなどが増えていきます。少しでも「おかしい」と思ったら、家族や友人など身近な人や、消費生活センターに相談しましょう。



インターネットに関連した消費者トラブルを防ぐために

● サイトの表示をよく読み、理解してから購入するようにしましょう
● インターネットショッピングではクーリングオフができません。相手側の規定により返品などの対応の有無が決まります。表示をよく読みましょう

● 定期購入が条件で初回だけ格安の商品を販売するサイトがあります。「定期購入〇回まで購入が条件」と小さく表示されている場合があります。気を付けましょう
● 「値段が異常に安い」「支払いが前払いで個人名義の口座へ入金となっている」「日本語の表示がおかしい」など不審な点がある場合には、より慎重に。詐欺サイトの可能性があります

うまい話には、気を付けて！

副業サイトでは「絶対もうかる」などの記載があるときは要注意。副業に必要と言いつつ、高額なソフトなどを購入させ、実際は利益が出ないというトラブルが報告されています。

高額請求にも、まずは深呼吸
慌てて電話しない

インターネットを見ていて、確認画面もなく急に会員登録になるようなものはワンクリック詐欺です。何十万円もする高額な請求に驚きますが、表示された電話番号にかけることなく、無視しましょう。

偽の警告表示に気を付けて！

パソコンやスマートフォンに突然、偽の警告画面が表示され、慌てて連絡するとプリペイド型の電子マネーでの支払いを指示される詐欺が増えています。プリペイド型の電子マネーは番号が分かれば利用できるもので、一度相手に番号を教えてしまうとお金を取り戻すのは非常に難しくなります。あらかじめ信頼できるセキュリティソフトをインストールするなど対応し、見慣れない警告画面の指示には従わないようにしましょう。

困ったときには、日光市消費生活センター(☎0288(22)4743)へご相談ください。専門知識を持った相談員が無料で対応します。



まちづくり活動支援事業の紹介



くわしくは 地域振興課 市民協働推進係 ☎0288-21-5147

市には、市民団体が自主的に行うまちづくり活動に必要な経費の一部を補助する制度があります。市民団体の創意工夫により地域や市全体が元気になるものであって、団体の会員以外に広く市民が参加できる活動が対象となります。なお、予算に限りがありますので、お早めにご相談ください。

1. 趣旨

市民が主役のまちづくりを推進するため、市民団体がまちづくりのために自主的に行う活動に必要な経費の一部を補助します。

2. 補助金対象の活動・事業

「地域福祉」を推進する活動(例：住民交流イベントなど)／「環境整備」を推進する活動(例：緑化活動など)／「文化振興」を推進する活動(例：祭り、地域文化事業など)／その他、市長が特に必要と認めた活動

3. 補助金の額

次の額の最も低い額(千円未満は切捨)

①事業対象活動に要する補助対象経費に下の利用年ごとの補助率を乗じた額

1年目… 補助率… 3分の2 補助上限額…40万円

2年目… 補助率… 2分の1 補助上限額…30万円

3年目… 補助率… 3分の1 補助上限額…20万円

②事業総額から事業収入を引いた額

4. 補助の回数

1 市民団体(同一の市民団体とみなされるものを含む)につき1年度1回限りとし、初年度から3カ年以内に、最大3回まで補助を受けることができます。

5. 補助対象者

①団体の規約を設けていること

②構成員が10人以上であり、構成員の過半数が市内在住者であること

③市内で継続して活動を行っていること、または今後継続した活動が見込まれること

④市が実施する他の事業または制度による運営費補助金その他これに類する補助金を受けている団体でないこと

※自治会を除く。自治会が行うまちづくり活動には、別途、助成制度があります

令和2年度に実施した活動を紹介します

「with コロナシンポジウム～正しい知識と行動で安全・安心な NIKKO へ～」の開催(主催：日光青年会議所)

with コロナ時代における新たな生活様式や経済活動の在り方について、さまざまな分野の専門家による、シンポジウムを開催しました。会場では感染症対策を講じるとともに、インターネットで動画配信をし、コロナに配慮しながらも新たな取り組みにチャレンジしていくことの大切さを多くの人に伝えました。



倉ヶ崎 SL 花畑・イルミネーション・駐車場整備事業の実施(主催：倉ヶ崎明日を考える会)

SLの復活運転を機に、倉ヶ崎地内沿線の環境整備を行い、市民や観光客などに季節の花々やイルミネーションを楽しんでもらうための活動をしています。令和2年度は駐車場の整備も行い、SLや電車の車窓からだけでなく、車で来た方なども四季折々の風景をゆっくり楽しむことができるようになりました。



紹介した活動以外にも、地域の実情を知り地元へ愛着を持つ市民団体の皆さんのアイデアから生まれた活動がたくさんあります。皆さんも仲間同士で温めているすてきなアイデアを実現させてみませんか？